

●申請手続について●

- 申請の内容によって申請書の提出先、提出方法が異なります。次のとおり申請手続を行って下さい。

申請の内容	申請書の記載方法、提出先、提出方法
I 免許申請	
【A】 安全衛生技術センターの行う免許試験を受験し、「 <u>免許試験合格通知書</u> 」を交付された方 ※ 免許試験合格後に実務経験等を経られた方も含む（特級・一級・二級ボイラー技士免許試験、ボイラー整備士免許試験、発破技士免許試験、高圧室内作業主任者免許試験、ガス溶接作業主任者免許試験及び林業架線作業主任者免許試験） ※ ボイラー溶接士免許は、試験合格後2年以内に申請する必要があります。	【申請書の記載方法】 3～4ページ参照（ I【A】 ） 【申請書の提出先】 東京労働局免許証発行センター 【提出方法】 郵送による（なお、窓口はありませんので、直接持参することはできません。）
【B】 安全衛生技術センターの行う免許試験の学科試験を受験し、「 <u>免許試験結果通知書</u> 」を交付された方 【C】 無試験で免許を受ける資格のある方	【申請書の記載方法】 5～6ページ参照（ I【B】【C】 ） 【申請書の提出先】 申請者の住所地を管轄する都道府県労働局の健康安全主務課 【提出方法】 本人持参による（なお、労働基準監督署又は都道府県労働局で本人確認及び資格の原本確認を受けた場合は郵送でも良い。）
II 免許証再交付申請 【A】 免許証を紛失した方 【B】 免許証を損傷した方 III 免許証書替申請 免許証に記載されている氏名を変更した方 IV 免許更新申請 特別・普通ボイラー溶接士免許の有効期間を更新しようとする方	【申請書の記載方法】 7～8ページ参照（ II【A】【B】再交付 ） 9～10ページ参照（ III 書替 ） 11～12ページ参照（ IV 更新 ） 【申請書の提出先】 申請者の住所地を管轄する都道府県労働局 又は 直近の免許証の交付を受けた都道府県労働局の健康安全主務課 【提出方法】 本人持参による（なお、労働基準監督署又は都道府県労働局で本人確認及び資格の原本確認を受けた場合は郵送でも良い。）

※ 申請書の提出先については、24、25ページを参照し、宛先等をご確認下さい。

- また、電子申請によっても申請を行うことができます。23ページの「電子申請による免許申請等について」をよく読んで申請手続を行って下さい。
- 免許申請が集中する時期は、免許証がお手元に届くまで30日程度かかる場合があります。

●申請書の記入上の注意点について●

1. 申請書の□枠内に記入する文字は、光学的読取装置（OCR）により直接読み取りますので、筆記用具には黒のボールペンを使用し、次の事項に十分注意して下さい。

標準字体

0	1	2	3	4
5	6	7	8	9

ア	イ	ウ	エ	オ
カ	キ	ク	ケ	コ
サ	シ	ス	セ	ソ
タ	チ	ツ	テ	ト
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ
マ	ミ	ム	メ	モ
ヤ	ユ	ユ	ヨ	
ラ	リ	ル	レ	ロ
ワ	ヲ	ン		ー

1) 文字は、「標準字体」（右に記載）にならって申請書の□□□の記入枠からはみ出さないように、大きくていねいに書いて下さい。

2) 文字は、大きな傾きをなくし、できるだけ濃く、かすれないように書いて下さい。

3) 濁点「ㇿ」、半濁点「ㇽ」は、同一の記入枠に記入して下さい。

	(姓) 別 府	(姓) 讓 治
正	ベ ッ プ	ジ ヨ ウ ジ
誤	ヘ ッ プ	ジ ヨ ウ ジ

5) 次の文字については、特に注意して下さい。

イ シツソンは、斜めの弧を書き始めるとき小さくカギをつけ、

シ	ツ	ソ	ン
---	---	---	---

 と書く。

ロ キエは使用しないで、

イ	エ
---	---

 と書く。

ハ 数字の1はカギをつけなくて垂直に書く。

誤 正

1

 →

1

ニ 数字の7の上部は水平の横軸とする。

7

 →

7

カタカナのクの上は右下がりにする。

ク

 →

ク

ホ 数字の「4」の二本の縦線は上に閉じない。

4

 →

4

ヘ 文字を書き損じたときは、その枠の上下をややはみ出すように縦の一本線を引いたうえ、正しい文字を枠の中の右上すみに記入する（修正液等を使って訂正しない。）

3を2に訂正

3

 アをイに訂正

ア

2. 申請書は機械で処理しますので、汚したり、穴をあけたりしないで下さい。また、できるだけ折り曲げないようにし、もし折り曲げる場合には、▶ ◀ 印の所を谷に折って下さい。

3. 記入例を参考に申請書に記入して下さい。

なお、それぞれの申請で添付書類の箇所に示した書類が必要ですので準備して下さい。

4. 氏名は、戸籍上の文字を楷書にて記入して下さい。（免許試験合格通知書の氏名が、戸籍上の文字でない場合は、戸籍抄本を添付して申請して下さい。）